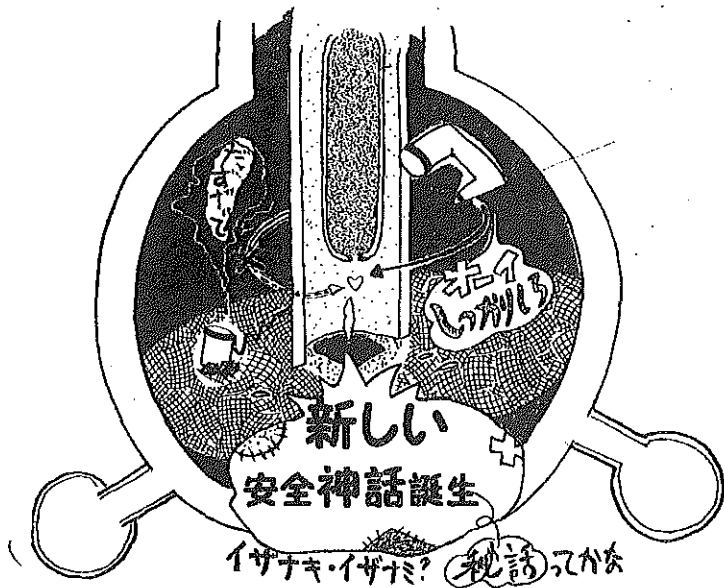


# 東電株主代表訴訟

取人及  
追及す  
電個を  
のいま  
代役を  
歴任し  
締責し

## 第18回口頭弁論期日のご案内…傍聴に来てください。

傍聴者が多いことは、この訴訟への社会的関心の高さを示すこととなります。どうぞご注目ください。分かりやすいプレゼンテーションやっています。



「どうせ何も変わらない」と、一票を軽視しているうちに、人々を取り巻く状況は劇的に変化していきます。つぎつぎと成りゆく勢いに棹さず報道も目に余るようになりました。

そんな中、福井地裁の高浜原発3・4号機再稼働差し止め命令は、さん然と輝く大きな光明です。真つ当な判断を私たちは心から歓迎、支持します。

# 6月18日(木) 10:30~

## 東京地方裁判所103号法廷

当日は抽選になるかも知れません。9:50頃までに裁判所前にいらっしゃることをオススメします。

- 裁判終了後、報告会&学習会予定
- 場所未定 (追ってお知らせします)

### 次回 19回口頭弁論期日 7月24日(金曜日) 10:30~

\*従来木曜日に行われてきましたが、次回から金曜日に、また法廷番号も変わる予定です\*

◆ 東京地方裁判所へは…地下鉄東京外丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞が関」駅A1出口徒歩1分、有楽町線「桜田門」駅5番出口徒歩3分◆

裁判を勝利に導いていくために、たくさんの証人が必要となります。時には海外から招聘することもあるでしょう。この裁判の行方をご注目いただくとともに、カンパでのご支援もどうぞよろしくお願い申し上げます。

\* 下記口座にて随時受け付けています。

- ☺ 郵便局 口座番号：00140-3-633169 加入者名：東電株主代表訴訟
- ☺ 三菱東京UFJ銀行 多摩センター支店 普通0229479 東電株主代表訴訟
- ☺ 城南信用金庫 新橋支店 普通480782 東電株主代表訴訟

## 「東電株主代表訴訟」のこれまで

◆2011年11月14日 東電監査役に対して、歴代経営陣への「損害賠償請求訴訟」を起こすよう請求。 ◆2012年3月5日 東電監査役の「提訴せず」を受けて脱原発の株主たちが、東京地裁に提訴

● 2012年6月14日 第1回口頭弁論 原告側4名による意見陳述  
1、日本に原発を作ってはいけない理由。(河合弘之弁護士)  
2、ハウツー原発(原告 山崎久隆)  
3、福島で被災し、避難生活をしている原告株主の訴え(原告 浅田正文)  
4、長年株主運動をしてきた原告の訴え。(原告 木村結)

● 9月13日 第2回口頭弁論 原告側代理人によるプレゼン  
・「日本の原発の歴史と原子力ムラ」図解。(河合弘之弁護士)  
・「福一事故の根本的原因と東京電力の責任」(海渡雄一弁護士)

● 11月16日 第3回 海渡雄一弁護士による前回のつづき  
「各種原発訴訟などによる『大地震を想定して対策をとるべき』との指摘を無視、規制当局とも癒着してシビアアクションメント対策等を先送りしてきた」

● 12月13日 第4回 被告側から出された「津波予見性なかった」に対し、只野靖弁護士が反論。  
「何年にもわたり学会・委員会等の調査・研究報告等により津波の可能性を指摘され、東電自身の試算でも“津波対策”は不可欠であったとの結論にも拘わらず、十分な対策を取らなかったことは善管注意義務違反」

● 2013年2月21日 第5回 被告側主張「国策で推進された原発であり、その運転について役員に責任なし」に対し、河合弘之弁護士が反論  
地震・津波の研究が不十分であった時代に作られた『原子力基本法』に依拠した論理は既に時代遅れ。憲法で保障された生存権や個人の幸福権追及の観点からも違法。

● 4月12日 第6回 裁判官の交代により、今までの口頭弁論についての報告(海渡雄一弁護士)  
原発事故により、行方不明者の捜索ができないまま避難せざるを得なかった浪江町の無念を詠んだ二階堂晃子さんの詩集から「生きている声」の朗読も。

● 6月5日 第7回 これまでの予見可能性から「結果回避可能性」の追求へと進展(河合弘之弁護士)  
「防災施設をつくろうとすると、費用も労力も膨大なので……」と対策を怠っていた事を反省してみせる東電タスクフォースだが、これまでの被告らの主張とは矛盾。

● 9月26日 第8回 主観的予見可能性(被告ら個々の予見、もしくは予見可能性)について(海渡雄一弁護士)  
2002年からの諸研究や中越沖地震の教訓等から、被告らは炉心溶融事故を十分認識可能。3.11の4日前には東電自ら過去の大地震を踏まえた試算結果を保安院に報告している事実。

● 12月19日 第9回 被告取締役らの予見可能性についての補充(只野靖弁護士)  
貞観地震津波について、2002年の長期評価発表のずっと前から学者らによる地道な調査・研究が進んでいた。また、『日本三代実録』の貞観津波の表現から、3.11の甚大被害がうかがえる。

● 2014年4月17日 第10回 準備書面(8)個々の取締役の認識について(金裕介弁護士)  
被告らは、本件過酷事故の可能性について警告となりうる、①国が行った評価や指示、②東電自らの試算、③国内外で発生した原発事故の存在及び内容等、全て把握し認識しているはずであり、東電のタスクフォースでさえ、津波対策が不十分だったとして、被告らの責任を指摘している。

● 6月19日 第11回 被告側準備書面(7)への反論及び大飯判決の重要性(河合弘之弁護士)  
被告側は確実な地震・津波予測がなければ何の対策もしなくても良いと主張するもので福島事故はこうした東電の考え方が遠因と言える。「(原発事業者には)その被害の多きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められる」とした大飯判決を大いに参考にすべき。

● 7月31日 第12回 被告らが準備書面で指摘する会議や勉強会の重要事項の資料を提出せよ。(海渡雄一弁護士)  
本件の被告でもある勝俣、武藤、武黒らの「刑事責任を問うべき」とした東京第五検察審査会の議決書を、証拠として提出する旨の予告。(河合弘之弁護士)

● 9月25日 第13回 原告側準備書面(10)について説明。(河合弘之弁護士)  
原発を持つ会社の役員には特別な義務がある。事故の可能性について自社で調査・試算しながら対策を怠っていたことが「吉田調書」で明らかになった(被告らは試算結果について知らなかった等と述べているが、2008年6、7月の被告らの出席する会議で当面の対策をしないことが決定されていた)。

● 12月4日 第14回 進行に関する意見(河合弘之弁護士・海渡雄一弁護士)&被告側弁護士の応戦  
文科省の地震調査研究推進本部(=推本)が予想した深刻な津波高試算に基づく対策(長期評価)を検討しながら、東電は後に土木学会に検討依頼、推本の試算結果を握りつぶしたことの指摘。訴訟能率化のための原告側提案=「勝俣、清水、武黒、武藤、小森以外の被告取締役が『政府事故調』調書開示に同意すれば訴え取り下げる」念押し。

● 2015年1月29日 第15回 補助参加人第10準備書面に対する意見陳述(海渡雄一弁護士)・補足説明(河合弘之弁護士)  
推本の試算を握りつぶした土木学会「津波評価部会」を「国内有数の専門家集団」などと勝手な権威付けをするが、電力関係者で構成され、安全対策を遅らせる口実にしてきたことは東電自身が良く認識しているだろう。被告らは、安全対策への出費を惜しんで土木学会へ依頼したことが明らかである。

● 3月19日 第16回 補助参加人第10準備書面への反論(金裕介弁護士)  
東電側は、福島県沖海溝沿いの津波地震発生を予測した専門家知見は「長期評価」だけと言うが、1997年時点で既に福島第一原発の沖合で13.6m 越えの津波可能性を指摘する調査がある。そもそも長期評価は、様々な機関等で採用されており、一民間機関たる東電が無視してよい基準ではない。

(株主代表訴訟)・・・役員が会社に損害を与えた場合、会社に代わって株主が、役員個人の責任を追及し、会社に損害を賠償するよう求める制度。本来、会社自体が責任追及するのが筋だが、身内をかばって追及を怠る場合があるので、株主に責任追及の権利が認められている。

\*『東電株主代表訴訟』では、歴代役員27名に対し、約5.5兆円を(政府の第三者委員会が東京電力の被った損害はおおよそ5.5兆円と試算)賠償するよう請求しています。さらに、その賠償金を、そっくりそのまま、ただちに福島原発事故の被害者たちへの賠償に充てるよう会社に要求しています。